

令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-28)

施策名	目標6-2 環境リスクの管理					
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、環境から人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性のある化学物質については、血液・尿のモニタリングにより、人体へのばく露量を継続的に把握する。さらに、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。					
達成すべき目標	①化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。 ②有害性評価が困難な物質の評価方法の検討を進める。 ③化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、 ④対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。 ⑤人の血液・尿のモニタリングにより、日本人の体内中の化学物質の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価、化学物質管理のための基礎情報を得る。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	939	958	914	896
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	939	-	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	772	-	(※記入は任意)	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	①化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	年度	-
		-	208	210	176	199	213	-	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	②有害性評価困難な化学物質の試験法の開発及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H25年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-年度	○
		試験法の調査・検討	課題への対応、試験法案の検証	試験法案の検証・OECDへの提案準備	標準化のためのデータ提供	SPSF案の提出	各国意見を踏まえたヨコエビ試験法の見直し、卵内投与試験法のSPSF案の提出	OECD会合においてTG案の提出、採択	
	年度ごとの目標	/	課題への対応、試験法案の検証	試験法案の検証・OECDへの提案準備	標準化のためのデータ提供、SPSF案の作成	SPSF案の提出	各国意見を踏まえた試験法の見直し	/	
	③PRTR対象物質の環境への総届出排出量・移動量(トン)の把握	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	年度	-
		-	391,342	384,054	353,725	383,660	-	-	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	
④化学物質アドバイザーの派遣数	基準値	実績値					目標値	達成	
	R元年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	-年度	×	
	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする	20	16	10	10	9	直近3年間の最大実績数		
年度ごとの目標値	/	24	23	20	20	16	/		

測定指標	⑤化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	年度	○
		-	3,267	4,678	4,800	6,494	4,984	-	
	年度ごとの目標値		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ①化審法に基づくスクリーニング評価においては、毎年、製造輸入数量が10t超となった物質を対象に、生態毒性に関する有害性クラスの付与又は見直しを行っている。令和4年度に有害性クラス付与等を行った物質数は213物質であり、これは、評価対象物質のうち有害性情報が得られない物質や評価方法が定まっていない物質を除く評価可能な物質の全てである。 ②ヨコエビ試験法のOECDテストガイドライン化に向けて、OECD WNT(テストガイドラインプログラム各国調整官作業部会)及びVMG-eco(生態毒性試験妥当性管理グループ)に参加して各国と意見交換を行い、令和4年4月にはWNTでSPSF(プロジェクト提案書)案が採択された。その後、テストガイドライン(TG)案を作成するとともに、WNTやVMG-ecoで得られた各国意見を踏まえたTG案の修正の検討及び今後国際的な検証試験を行うための予備的検討を行っており、TG化に向けての目標を達成している。また、鳥類への生態毒性評価手法として開発している卵内投与試験法について、R5年4月のWNTでSPSF案を提出した。 ③PRTR制度については、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進と環境汚染の未然防止に向けた集計・公表を着実に実施した。対象物質の環境への排出量・移動量は長期的には減少傾向にあるが、近年では前年度比で排出量・移動量が増加した年もあることから、引き続き取組を継続していく必要がある。 ④近年はPRTR制度が既に普及していることや、化学物質管理に関する派遣・講演テーマのニーズが化管法の範疇外も増えてきていること等により、目標とする派遣数が達成できなかったが、アドバイザーの教育による対応分野の拡大や広報活動の推進等、活用方策を検討している。今後はこのような取組も推進し、目標達成を目指す。 ⑤化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、令和4年度に得られた生体試料(血液・尿)の化学物質分析データ数は4,984であり、目標を達成している。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	①厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同審議会(食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会科学部室調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質小委員会)において、有識者の審議を踏まえて生態毒性に関する有害性クラスを付与している。 ②試験結果の比較検討は、国立環境研究所等の有識者の知見を踏まえて行っている。 ③環境省、経済産業省、厚生労働省の3省合同の審議会において化管法の対象物質の見直しについて検討を行い、令和2年8月の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて」(答申)に基づき、政令改正した(令和3年10月公布)。 ④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、専門家による検討会を設置し、調査設計の検討やデータの分析評価等を実施している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	①生態影響に関する優先度判定(第229回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料1-4)、 優先評価化学物質指定の取消がなされた物質のスクリーニング評価結果(第229回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料3)、 生態影響に関する優先度判定(人健康影響のみが指定根拠の優先評価化学物質)(第229回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料4-4)、 スクリーニング評価におけるデフォルトの有害性クラスを適用する一般化学物質の候補物質について(第229回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会参考資料2) ②令和4年度OECDにおける生態影響の新規試験法に関する開発・検討及びGLP監視当局活動への支援業務報告書 ③特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて(令和2年8月、中央環境審議会答申)、令和3年度PRTRデータの概要— 化学物質の排出量・移動量の集計結果 — ④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査結果について
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室・ 環境保健企画管理 課化学物質審査室	作成責任者名	吉川 圭子(環境 安全課長) 清水 貴也(環境リ スク評価室長) 清丸 勝正(化学 物質審査室長)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	---	--------	--	----------	--------